

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年9月28日（木）15:00～15:08
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授
- 座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

- 淡野 博久 国土交通省住宅局建築指導課長
- 浜田賢太郎 国土交通省住宅局建築指導課係長
- 牟田 紀彦 国土交通省住宅局建築指導課係長

<事務局>

- 河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長
- 岡本 直之 内閣府地方創生推進事務局次長
- 村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 木村 順治 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 保育所の採光規定の緩和について
- 3 閉会

○事務局 お待たせいたしました。本日三つ目の議題、「保育所の採光規定の緩和」でございます。

本日は国土交通省から、住宅局建築指導課の淡野課長、浜田係長、牟田係長にお越しいただいております。

それでは八田座長、進行をお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○淡野課長 お手元に、「保育所の円滑な整備等に向けた採光規定の緩和」という表題の

資料があるかと思えます。そちらで御説明をさせていただきます。

背景・課題といたしましては、既存のビルを用途転用して保育所を整備する場合に、この採光規定というものが、用途によって求める開口部の面積等が異なっているということから、この採光規定に適合させることをより円滑に行えるように基準の見直しをしていただきたいという要請を受けまして、これを検討した結果として、3点、対応案をお示ししてございます。

まず、緩和内容①でございます。保育所の場合、原則として開口部の面積は床面積の5分の1が必要なのですが、一定の場合について、それを7分の1に緩和するという要件について、おめくりいただきまして2枚目に絵がございまして、机等の高さにおいて一定の照度を確保するという観点から、改正前の現行規制上は床面から高さ50cmのところについて一定の照度を確保可能な照明設備を設けた上で、床面から50cm以上の部分に必要な面積の開口部を設けるという規定になってございますけれども、保育室等の場合には、勉強机等の高さを前提とする必要性は必ずしもないのではないかとということで、これを緩和いたしまして、床面まで含めて全ての開口部についてこの算入を行えるようにすることで、7分の1のカウントする範囲を床面から緩和するというのが1点目の緩和案でございます。

続いて緩和内容②でございます。現在、採光上有効な開口面積の算定方法として、市街地の状況に応じて、用途地域によって、特に建蔽率や容積率上、非常に建て詰まりが生じにくいような住居系地域では緩やかな勾配で算定すると、結果的に有効開口面積としてカウントできる部分が少し小さくなるということがあります。これは用途地域によって差があるわけですが、実際の市街地の状況によっては、住居系地域といってもかなり建て詰まっているようなところもございまして、その実情に応じて特定行政庁が規則で規定して、必要な算定方法を選べる形にすることで、現在は住居系地域ということでちょっと厳しい算定法になっているところが、例えば商業系地域と同じような形の算定方法を採用できるということで、かなり緩和できることを特定行政庁の判断で行えるようにするというのが緩和内容の2点目でございます。

緩和内容③は、これは計算方法の合理化です。現在、部屋ごとに、必要な、有効な開口面積を確保しないといけないことになっておりますけれども、特定行政庁としても一体的な利用が行われていて問題ないと定めるケースにつきましては、それを合計でカウントできる形にして、他の部屋できちんと開口部が設けられていれば一体的に計算をして全体としてその比率を満たしていればいいことにしよう。これも特に保育所の用途転用を推進すべき地域で、特定行政庁の判断でこのようにまとめてカウントをして支障がない場合について定めることができるということで、結果としてこういう用途転用を進めようとしているエリアにおいては円滑に、保育所への用途転用が行えるようにしたいと考えております。

○八田座長 様々な工夫をしていただいて、どうもありがとうございます。

これは、元々の提案者の要望というものはあったのですか。

○淡野課長 はい。1枚目にありますように、東京都から、保育所の規制改革ということで、既存建築物を保育所に用途変更する際に、先ほどの有効採光率や有効採光面の算出方法の緩和をしてほしいという御要望をいただいております。それに対応して、保育所の用途転用を円滑化するというので、知恵を絞ってまいりました。

○八田座長 分かりました。本当に色々工夫していただいたと思いますが、これはもちろん全国適用をという話ですね。

○淡野課長 そうです。

○八田座長 特区諮問会議で出てきたものに応じて、全国的なことをやろうと。

○淡野課長 はい。それに依って全国で対応しようということです。

○八田座長 分かりました。

何か御意見はありますか。

○原座長代理 東京都から御要望のあった内容は、これでクリアできるのでしょうか。

○淡野課長 はい。

○原座長代理 それはもう調整されてですか。

○淡野課長 御相談をして、これで対応できるということを伺っております。

○原座長代理 事務局からも一応、御確認いただけますか。

○村上審議官 はい、いたします。

○八田座長 八代委員、いかがですか。

○八代委員 いいと思うのですが、これが改正されたときに、自治体が従わない可能性はあるのですか。

○淡野課長 例えば緩和内容①の場合には、カウント法を告示で定めますので、それに従ってカウントした形で7分の1を満たしているという確認申請が出てきた場合に、それはもう、普通の規則行為として行います。

○八代委員 なるほど。そこは違うのですね。

○原座長代理 緩和内容②はあまり弾力的にやってくれない可能性もありますか。

○淡野課長 ②は市街地の実情に応じて公共団体が判断できるように選択を可能としたものでありまして、より緩和するかどうかは公共団体が判断することになります。

○八代委員 そこがくせ者で、自治体にはもっと保育所をつくりたいというところもあれば、つくりたくないというところもあるのです。そのときに、逆に言えば、できるだけネガティブに考えるという余地が残ってしまうのですが、そこはやむを得ないのですか。

○八田座長 この場合、都が判断するのですか。それとも区が判断するのですか。

○淡野課長 建物の規模によって、東京都の場合、確か1万平米未満は23区の判断で、1万平米以上は東京都だったと思います。

○八代委員 なるほど。1万平米で区切っているのですね。

○八田座長 本当に色々工夫をされて、子どもだから机は関係ないだろうとか、一方の

部屋で昼寝をして、後で光のあるところに行けばいいとか、そういう工夫をさせていただいているわけですね。

○淡野課長 はい。要するに、ローテーションしていただければということです。

○八代委員 今回とは違うのですが、こういう規定というのは学校も同じですか。

○淡野課長 今回、幼稚園はまとめて保育所と同じにします。

○八代委員 小学校はどうですか。

○淡野課長 小学校以上は勉強机がありますので、この50cm以上という要件を外すことについて、そこはなかなか理屈がつきづらいかと思います。

○八田座長 理屈が立つように、一生懸命考えていただいているのですね。

○淡野課長 そこは一応、区分をさせていただきました。

○八田座長 低学年のところはもうちょっと低くてもいいとか。

○淡野課長 50cmは相当低いと思いますので、そこはなかなか。

○八代委員 この規定は大学までであるのではないですか。昔、地下室には大学の教室をつくれないう話があったのですが。

○淡野課長 教室というのでまとめていて、義務教育学校、高等学校ということで、高校までです。

○八代委員 高校までですか。大学については規定はないのですか。

○淡野課長 高校と同様の規定は適用されません。

○八代委員 ありがとうございます。

○八田座長 お忙しいところを、どうもありがとうございました。

○淡野課長 よろしく願いいたします。

○八田座長 よろしく願いします。

○事務局 それでは、本日の国家戦略特区ワーキンググループによるヒアリングを終了したいと思います。どうもありがとうございました。